『保険薬局における包括的な在宅医療体制が患者 QOL に及ぼす影響についての検討』

【目的】

在宅療養においては症状緩和が不十分な状態では患者様本人の苦痛が強いばかりでなく介護する家族の方の不安や負担感を増大させると考えられ、十分な症状緩和が求められます。特に苦痛緩和のための症状コントロールを行う必要性が生じた場合には、緩和ケアに習熟した往診医師の存在が必須であると同時に、その薬剤および投与器材（輸液ポンプ、シリンジポンプ等）を迅速かつ安全に供給できる体制が重要です。しかし、現在の我が国において終末期患者の在宅死に対する支援体制は必ずしも十分ではありません。 当薬局では居宅療養管理指導以外に、医療機器レンタル業務や 24 時間対応など在宅医療における薬剤師業務の拡充を図り、より質の高い医療の提供を試みています。そのような体制が患者様の QOL（quality of life）に及ぼす影響について検討した報告はありません。そこで本調査は在宅で亡くなられた患者様の情報を薬剤服用歴管理簿から調査し、保険薬局の業務体制と患者様の QOL の変化について検討することを目的とします。

【対象】

2012 年 11 月 1 日から 2014 年 10 月 31 日において当薬局（株式会社ヤナセ薬局　センター調剤薬局豊田厚生病院前店）が居宅療養管理指導を行った在宅患者様のうち、在宅でお亡くなりになられた方 30 名を対象といたします。対象者となることを希望されない方（お亡くなりになられた患者様の相続人様）は、下記連絡先までご連絡下さい。また、一旦同意した後でも随時撤回することが可能です。

【研究内容】

当薬局薬剤師が行った居宅療養管理指導実施後の患者様の状態の変化や当薬局に対するアンケートにてこれらの関連性を考察します。 この研究を行うことで患者ご家族様に余分な負担が生じることはありません。

【個人情報の管理について】

個人情報漏洩を防ぐため、当薬局においては個人を特定できる情報を削除し、データの数字化、データファイルの暗号化などの厳格な対策を取り、第三者が個人情報を閲覧することができないようにしております。また、本研究の実施過程及びその結果の公表（学会や論文等）の際には、患者様（患者様の相続人様）を特定できる情報は一切含まれません。

【研究期間】

研究を行う期間は承認日より平成 27 年 2 月 28 日までを予定しています。

【研究機関】

研究責任者：柴田賢三（株式会社ヤナセ薬局　在宅医療部）

共同研究者：宇野達也（株式会社ヤナセ薬局　在宅医療部）

【連絡先】

〒470-0343　豊田市浄水町伊保原 481-1　センター調剤薬局豊田厚生病院前店

TEL　0565-46-9660

FAX　0565-46-9661